

議案第 1 号

箱根町情報公開条例及び箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町情報公開条例及び箱根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）が平成 26 年 6 月 13 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町情報公開条例及び箱根町個人情報保護条例の一部を改正
する条例

(箱根町情報公開条例の一部改正)

第1条 箱根町情報公開条例(平成15年箱根町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(箱根町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 箱根町個人情報保護条例(平成14年箱根町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。